

医政メモQ&A

構造改革特区の第2次提案に係る医療への株式会社参入について

政府の構造改革特別区域推進本部（本部長＝小泉純一郎首相）は、2月27日の本部会合で、自由診療の分野に限定して、特区で「株式会社の医療経営への参入」を認める方針を決定した。株式会社の医療経営への参入は厚労省や日本医師会が強く反対していたが、今回は、あくまで自由診療に限ったもので、保険適用外の再生医療、遺伝子治療、不妊治療などの高度先進医療が想定される。本部会合後の記者会見で鴻池祥肇構造改革特区担当相は「最終的に総理が決断した」と述べ、坂口力厚労相をはじめ関係者とギリギリの調整を行ったことを滲ませた。

Q：この直前に坪井日医会長と小泉総理大臣の会談の内容は？

A：日本医師会は医療への株式会社の参入は絶対反対であると従来から主張してきたが、会長は、首相との会談にあたり「日本医師会の主張」を首相に示して、日医の考え方を説明した。（別紙1）

Q：これに対する小泉総理大臣の説明は？

A：小泉首相が説明された特区での株式会社参入については、次の「総理大臣発言要旨」にあるように、公的医療保険の分野については困難であることは理解できるが、高度先進医療についてはこれまで提案がなされているので、自由診療の分野を前提で特区で試してみたい、ということであった。（別紙2）

Q：小泉首相の説明の真意は？

A：「医療への株式会社の参入については、特区で自由診療部分の高度先進医療に限ることか」と質したところ、そのとおりであると確答した。

これを斟酌すれば、次の「構造改革特区において実施することができる特別措置（第2次提案追加分）」に示すことになると考えら

別紙1

日本医師会の主張

- 「生命・身体・健康」を犠牲にしてまで経済活性化を図る考え方は、絶対に容認できない。
- 現在の医療制度、医療保険制度を根底から覆すことは、許すことができない。

- ・ 我が国の医療は、「非効率」ではない。きわめて安い費用で、世界一の長寿と世界一低い乳幼児死亡率を達成している。
- ・ 医療は、国民の生命・健康の破綻からの回復、維持、増進を図るもので、国民の生存に関わる権利である。
- ・ 医療に係る規制は、国民を保護するためのものであり、実験的に規制を解除することは許されない。
- ・ 株式会社の医業参入、混合診療、外国人医師の医療等を認めることは、医の倫理に根拠を置き、国民の自由かつ平等な医療を保障する規制を排除するものである。
- ・ 医療に係る規制で不要なものであれば、その規制を改正し、全国一律に対応するべきである。

別紙2

総理大臣発言要旨

特区における株式会社の医療への参入については、公的医療保険の分野については困難な問題（例：医療費抑制、医療法人とのバランス）があることは理解できる。

しかし、自由診療の分野では、「全国的な措置ではなく、試してみる」という特区の趣旨からみて可能であると思う。

したがって、自由診療の分野という前提で、地方公共団体等からの意見を聞き、第2次提案に係る特区の実現が予定される6月中には成案を得て、15年度中に必要な措置を講じてほしい。

（注）自由診療の分野においては、これまで、高度先進医療についての提案がなされている。

れる。（別紙3）

以上からも判るように、首相の考え方は、医療への株式会社の参入は、①特区で、②自由診療の分野を前提に、③先端医療に限定して、試してみるという3つの条件を付している。

これを実際に行うためには、まず成案を得た後、国会で特区法が改正され、更に地方公

共団体が計画を作成して認定申請を行い、それが認定されるという過程を経なければならない。

これらの過程で、日本医師会、都道府県医師会、郡市医師会が、それぞれ行政などとしかるべき方面に働きかけて、それぞれの段階で阻止するようにしなければならない。

なお、今年度中に更に特区に関する第3次提案募集、第4次提案募集が予定されているので、都道府県や市町村から医療に関する不適切な特区の提案がなされないよう、十分に注意する必要がある。

別紙3

構造改革特区において実施することができる特別措置（第2次提案追加分）

事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要
株式会社の医療への参入	医療法第7条第5項	株式会社の医療への参入については、自由診療分野における先端医療に限定して、地方公共団体等からの意見を聞き、6月中に成案を得て、15年度中に必要な措置を講ずることとする。

（政策部担当理事 中田 康信）

第37回札幌市医師会親睦ゴルフ大会(11支部対抗)ご案内

札幌親睦ゴルフ大会は回を重ね、本年第37回を迎えます。今回は北区支部が大会の運営を担当致しますが、昨年と同様に宜しくお願い致します。プレー代もゴルフ場の協力を得、会員の先生方が参加し易いよう企画致しました。

本大会の成功、又、会員相互の親睦のため、是非多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 日時 平成15年6月22日(日)
午前7時00分スタート
2. コース 札幌国際カントリークラブ
島松コース
北広島市島松49-5
TEL 011-376-2221
3. 競技方法 18ホールストロークプレー
(レギュラーティー使用)
4. 競技種目 1) 11支部対抗競技(団体戦)
2) 個人競技

5. 出場資格 札幌市医師会会員
6. 賞品 1) 団体賞
2) 個人賞
3) グランドシニア賞
4) レディース賞
7. 表彰式並びに懇親会
大会当日 午後6時00分
【きょうさいサロン】
中央区北4条西1丁目 共済ビル TEL 011-280-6711
8. 参加費 6,000円
申し込み時に(ほくやく社員)にお支払い下さい。
9. 申込締切 平成15年5月23日(金)
10. その他 ご案内もれの方もあろうかと思われまます。お気付きの方は事務局(下記)までご連絡下さい。

大会長	札幌市医師会会長	上 埜 光 紀
副大会長	札幌市医師会文化部ゴルフ部会長	南 原 康 二
副大会長	札幌市医師会北区支部長	安 井 隆 弘
実行委員	札幌市医師会北区支部	鈴 木 功
[事務局]	株式会社ほくやく札幌北支店	篠 田 弘 司
	札幌市西区発寒10条3丁目1-1	TEL 011-671-5611